

私道整備特別助成金交付要綱

平成16年6月10日 建設局長決定

京都市私道整備助成金交付規則（以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、規則による助成を受けて行う私道の整備（以下「助成工事」という。）の費用（助成工事を行う際徴収するものに限る。以下同じ。）を負担する者が、生活保護法第6条に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者（以下「被保護者等」という。）である場合の特別措置（以下「特別助成金」という。）について、次のように定める。

（交付の対象）

1 特別助成金は 次の各号に該当する者に交付する。

- （1）助成工事が完了し、その費用を負担しなければならない者。
- （2）規則第8条による実地検査を行う日に被保護者等である者。

（特別助成金の額）

2 特別助成金の額は、被保護者等が助成工事の額として負担した額とする。ただし、被保護者等が負担した額が、正当な理由もなく他の費用負担者の負担額を上回る場合は、市長の調定する額とする。

（交付の申請）

3 規則第9条第1項の規定により、特別助成金の交付を受けようとする被保護者等は、私道整備特別助成金交付申請書（第1号様式）に生活保護法による保護受給証明書又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等に基づく支援給付受給証明書を添えて所管の土木事務所を経由して、市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

4 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、これを審査のうえ、私道整備特別助成金交付決定通知書（第2号様式）又は私道整備特別助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から実施する。

この要綱は、平成21年10月26日から実施する。

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

(第1号様式)

私道整備特別助成金交付申請書

年 月 日

(あて先)京都市長

申請者
住所
氏名 印

下記のとおり、私道の整備に係る費用を負担する必要がありますので、京都市私道整備助成金交付規則第9条第1項の規定により、特別助成金の交付を申請します。

記

私道整備工事費総額	円
私道整備工事費自己負担額	円
交付申請金額	円

(第2号様式)

私道整備特別助成金交付決定通知書

年 月 日

様

京都市長

年 月 日付けの私道整備特別助成金交付申請につきまして
は、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

交付決定額

円

(第3号様式)

私道整備特別助成金不交付決定通知書

年 月 日

様

京都市長

年 月 日付けの私道整備特別助成金交付申請につきましては、
下記のとおり不交付することに決定しましたので通知します。

記

(不交付の理由)